

取扱区分：「公開」

令和8年第4回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年4月10日(金) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

# 令和8年第4回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年4月10日（金） 午前10時13分 ～午前10時55分

2 場 所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
3番	野	村邦幸	4番	重	永正人
6番	笠	井保雄	7番	河	内邦雄
8番	藤	原典子	9番	佐	伯信治
11番	秋	貞啓子	12番	藤	井孝
13番	山	下敏彦	14番	瀧	山美智子
15番	市	川進	17番	兼	重智
18番	田	中榮作	19番	白	石純治

(2) 欠席委員 3人

5番	佐	伯伴章	10番	高	橋恵
16番	有	馬俊雅			

(3) 事務局職員 4人

局 長	藤	井良明	次 長	原	田賢二
次長補佐	神	本和典	書 記	東	影淑子

(4) 関係部署職員 8人

産業振興部	部 長	荒	美雅丈
産業振興部農業振興課	課 長	菅	田浩司
産業振興部農業振興課	課長補佐	大	竹新人
産業振興部農業振興課	道の駅リニューアル推進室		
	室 長	市	村直之
産業振興部農業振興課	有害鳥獣対策担当係長	國	澤公威

産業振興部農業振興課 担い手支援担当係長 袋 谷 泰 治  
 産業振興部農林整備課 課 長 福 本 英 生  
 産業振興部農林整備課 農村整備担当 高 瀬 文三郎

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第18号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	2件
議案第21号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について	1件
議案第22号	令和8年度周南市農業委員会事業計画の策定について	1件

##### 第3 報告事項

報告第36号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	11件
報告第37号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第38号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	4件
報告第39号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	3件
報告第40号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	6件
報告第41号	非農地判断の結果について	4件
報告第42号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	11件
報告第43号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	20件
報告第44号	現況が農地でないことの証明等について	2件
報告第45号	令和8年度の周南市農業委員会の予算について	1件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、周南市農業委員会事務局の人事異動について、ご報告いたします。

**【人事異動報告】**

それでは、私と東影から、ご挨拶申し上げます。

職員 2 名

**【あいさつ】**

藤井事務局長

本日は、年度初めに当たり、産業振興部の職員の方々にお越しいただいております。

始めに、荒美産業振興部長より、ご挨拶いただきます。

荒美部長

**【あいさつ】**

藤井事務局長

ありがとうございました。

荒美部長は、ここで退席となります。

次に、菅田農業振興課長より、農業振興課職員の紹介と令和 8 年度の農業振興課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

菅田課長

**【あいさつ】**

職員 4 名

**【あいさつ】**

菅田課長

**【令和 8 年度の農業振興課予算の概要の説明】**

藤井事務局長

ありがとうございました。

次に、福本農林整備課長より、農林整備課職員の紹介と令和 8 年度の農林整備課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

福本課長

**【あいさつ】**

職員 1 名

**【あいさつ】**

福本課長

**【令和 8 年度の農林整備課予算の概要の説明】**

藤井事務局長

ありがとうございました。

農業振興課及び農林整備課の職員は、ここで退席となります。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確  
認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、5番・佐伯伴章委員、10番・高橋 恵委員及び16番・有馬俊雅委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いします。  
それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時13分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第4回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

14番・瀧山美智子委員及び15番・市川 進委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

1ページ及び2ページの議案第18号は、1議案7件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が158平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する申請地で野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

番号4番の重永です。

議案第18号、番号1番について補足説明いたします。

申請地は、昨年2月3日、非農地判断のために推進委員2名、事務局職員、私の4名で現地確認を行っておりましたが、今回の申請に際し、3月27日に改めて現地確認を行ったところ、除草、耕起がされており、いつでも種まきや苗植えができる状態となっていました。

申請人には、4月4日に電話で、意思及び内容の確認をいたしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は、5年前に自宅から約9キロメートル離れた申請地を相続しましたが、高齢で後継者もなく大変困っていたところ、譲受人から申し出があり、譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、現在、勤めをしながら自宅から少し離れた場所で自家用の野菜栽培をされています。

譲受人は、譲渡人が申請地の管理に困っているという事を知り、譲り受けることにしたとのことです。

今後は、主に季節野菜の栽培を行うとともに、みかん、イチジク、ビワなどの果樹栽培もしたいとのことです。

調査項目に従い調査をしましたが、問題はないと思われま

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が723平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する申請地で野菜を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

議長（山下会長）

原田事務局次長

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

12番・藤井委員

番号12番の藤井です。

議案第18号、番号2番について補足説明いたします。

推進委員2名、事務局職員、私の4名で現地確認を行いました。

譲受人、譲渡人に意思及び内容の確認をいたしました。

申請地は、既に、譲受人が耕作している農地で、今後も引き続き耕作をする意向です。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

調査項目に従い調査をしましたが、問題はないと思われま

す。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第18号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が160平方メートル

の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜等を栽培するため、譲り受けるものです。

なお、譲受人は、既に本市に居住しており、今後、住民票の異動手続きをされるとのことでした。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯信治委員

9番・佐伯信治委員

9番、佐伯信治です。

議案第18号、番号3番について補足説明いたします。

3月27日に推進委員、事務局職員、私で現地確認を行いました。

同日、譲受人にお会いし、意思の確認を行いました。

譲受人には、後日、電話で意思確認を行いました。

内容については、事務局から説明のあったとおりです。

申請地は、宅地の隣接地として一緒に購入を考えておられ、すでに花木等が伐採されており、人力にて耕す予定とのことでした。家庭菜園用地として活用したいとのことでした。

以上の事から、特に問題はないと考えられます、

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が954平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、果樹や野菜、穀類を栽培するため、隣接する住宅とともに申請地を譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

原田事務局次長

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より代読をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

有馬委員からお預かりした補足説明原稿を代読いたします。

16番の有馬です。

議案第18号、番号4番について補足説明をします。

3月30日に農地利用適正化推進委員2名、事務局職員、私の4名で現地を確認しました。

譲受人とは4月2日に、譲渡人とは4月5日にそれぞれ電話で意思確認をしました。

現地は草刈りがなされきちんと管理されていましたが、作物が植えられた形跡はありませんでした。

数年前までは近所の方に貸していたこともあったそうです。

譲渡人は遠方に住み、高齢であるため耕作することもできないので譲ることにしたそうです。

譲受人は家を購入するとともに、隣接する申請地を購入することにしたそうで、これまでも野菜等を栽培した経験もあり、今後、耕運機を購入し、野菜や雑穀、果樹を植えるとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,480平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理ができないため、譲り渡すものです。

議長（山下会長）

原田事務局次長

譲受人は、農業に従事する知人の指導を受けながら、野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番・笠井委員

6番、笠井です。

議案第18号、番号5番について補足説明いたします。

3月27日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。申請内容については、事務局からの説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は相続により、申請地と隣接する住宅を取得しましたが、遠方に居住しており、農地の管理が困難なため、休耕地となっており、雑草が生えていました。

譲渡人は、譲渡先を探していたところ、譲受人から申し出があったため、農地と住宅を譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、本人が所有している農機具に加え、知人からも農機具を借り、農業指導を受け、自家用野菜の栽培をする予定とのことでした。

調査項目に従い調査をしましたが、問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,232平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番・笠井委員

6番、笠井です。

3月27日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。申請内容については、事務局からの説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田ですが、状況は昨年のお米の収穫後の状態でした。

譲渡人は高齢となり、次の世代が継ぐ可能性は低く、今後、申請地の管理が困難になると考え、譲受人に農地を譲り受けてほしいと相談したとのことでした。

譲受人は、現在、所有する農地で水稻を行っており、規模拡大のため、譲り受けることにしたとのことです。

農機具もトラクター2台、田植え機2台、コンバイン1台、草刈り機5台を所有されています。

調査項目に従い調査をしましたが、問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（山下会長）

それでは、議案第18号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第18号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,493平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番・兼重委員

17番、兼重です。

議案第18号、番号7番について、事務局からの説明に関連して、現地調査の結果及び補足説明をいたします。

3月26日に推進委員1名、事務局職員1名、私の3人で、現地を確認しました。

また、譲渡人と譲受人には、同日、電話にて意思確認をしました。内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、山陽自動車道の北側に位置し、久米支所から約800メートルの場所にあり、側道に面した農地で、周囲を山林に囲まれています。

季節野菜が植えてあり、除草もしてある自己保全の農地です。

譲渡人は高齢で、申請地の管理ができず、後継者もいないので、譲受人の申し出により、譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、現在、施設経営をされており、農業の経験もあることから、農機具等も譲り受け、家族4人で余暇を利用して、施設の食材や自家用野菜として、季節野菜等を栽培するため、譲り受けることにしたそうです。

調査項目に従って調査をしましたが、問題はないと思われそうです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第18号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第18号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第19号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市須々万支所から南東へ約1,830メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、排水計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積437.99平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢で管理が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より代読をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

有馬委員からお預かりした補足説明原稿を代読いたします。

16番の有馬です。

議案第19号、番号1番について、補足説明をします。

本件については、令和7年第11回総会の議案第56号、番号2番の農振除外に関連し、10月15日に推進委員と事務局職員、私の3名で現地確認しておりますが、時間が経っていますので、3月28日に改めて現地を確認しました。

譲渡人とは3月28日に自宅を訪問し意思確認をし、譲受人は県外に居住しておりますので、4月2日に電話で意思確認をしました。

申請地は四方を道路に囲まれ、その一画だけが窪地のような形状となっております。

現地は、草刈りがなされ、きちんと管理されていきました。

譲渡人は高齢で、耕作・管理がままならず譲ることにしたそうです。

譲受人は太陽光発電事業に適していることから譲り受けることにしたとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。特に、問題はないと思われまます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第19号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第19号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第20号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたし

議長（山下会長）

ます。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

4ページ及び5ページの議案第20号は1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和7年第4回総会の議案第19号、番号1番としての審議を経て、令和7年4月10日付け指令周農委5条許可第2号として許可したものに関連します。

許可後、令和7年第10回総会の議案第55号、番号1番として、工事期間を延長する旨の事業計画の変更を承認していますが、今回の変更も、工事期間の延長に関する事項となります。

今回の変更承認申請は、転用目的に変更の可能性が生じたため、確定までに時間を要しましたが、最終的に資材置場として整備することとなり、工事期間を令和8年3月18日まで延長したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

なお、変更後の工事期間は既に経過し、事業完了報告書も提出されており、当事案は変更計画の追認となるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第20号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第20号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明します。

本件は、令和7年第8回総会の議案第43号、番号4番としての審議を経て、令和7年8月12日付け指令周農委5条許可第10号として許可したものに関連します。

太陽光発電設備を設置しようとするものですが、今回の変更承認申請は、部材が他案件の設計になっていたことから、設計のし直しに時間を要したため、工事期間を令和8年4月30日まで延長したいとの申請です。

今回の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第20号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号、番号2番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議案第21号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

6ページの議案第21号について、ご説明いたします。

議案第21号別紙1、別紙2をご覧ください。

これらは、農林水産省の通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により作成したもので、別紙1の「令和8年度最適化活動の目標の設定等」は、3月10日開催の委員全員協議会でご協議いたしました数値に必要な修正を加え、農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進ごとの最適化活動の成果目標並びに活動目標を設定しています。

別紙2の「地区ごとの令和8年度最適化活動の目標の設定等」は、「令和8年度農業委員及び農地利用最適化推進委員の成果目標」として、1ページには農業委員の地区割ごと、2ページには農地利用最適化推進委員の担当区域ごとで農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進に係る目標数値を設定しています。

今後、山口県農業会議の確認を受けた上で、公表及び山口県知事等に報告することとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第21号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第21号について、採決を行います。

本件は、承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第21号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第22号「令和8年度周南市農業委員会事業計画の策定について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

6ページの議案第22号について、ご説明いたします。

議案第22号別紙「令和8年度周南市農業委員会事業計画書」をご覧ください。

本文は3ページから始まりますが、3ページから5ページでは、本市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたっての基本方針及び6つの事業方針を述べ、5つの重点事項を記載しています。

5ページから7ページは、会議の開催・出席として総会の日程等の組織運営に関することを記載しています。

7ページから26ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした基本方針、重点事項のもと、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)地域計画の実現とブラッシュアップ、(3)農地法等関係活動、(4)改選後の新体制に向けた準備行為等、(5)組織活動、(6)研修活動、(7)情報提供活動、(8)日常活動、(9)その他の活動、を実行する計画としています。

27ページ及び28ページは、年間活動計画表として主要事業のスケジュールを記載し、参考として、29ページ及び30ページに農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領の一覧を、最後の31ページに農業委員会の組織図を掲載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第22号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第22号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号は承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第36号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

7ページから12ページの報告第36号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は11件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

13ページの報告第37号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号「農地法第5条第1項第6号の規定によ

る農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

14ページの報告第38号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

15ページの報告第39号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

いずれも農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。

・報告第40号

続きまして、報告第40号「農地法第6条第1項の規定による農地

所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

16ページの報告第40号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は6件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

17ページの報告第41号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は4件です。

判断の結果、農地に該当が3筆、4,256平方メートル、非農地に該当が1筆、113平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

18ページの報告第42号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった11件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

19ページの報告第43号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑で

あるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は20件です。

判断の結果、20件全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

21ページの報告第44号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は2件です。

非農地判断の結果、2件とも非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号「令和8年度の周南市農業委員会の予算について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

22ページの報告第45号は、令和8年度周南市一般会計予算が3月13日開催の市議会本会議で議決・成立しましたので、周南市農業委員会事務局の予算について、ご報告いたします。

報告第45号別紙をご覧ください。

歳出の主なものは、2ページの中ほどの、農業委員会委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬で、前年度実績に基づいて計上したものです。

次に、下のほうの、印刷製本費38万7千円の主なものは、「しゅうなん農業委員会だより」1回の発行に関するものです。

次に、通信運搬費143万8千円は、タブレット端末55台をインターネットに接続するため予算化したものですが、前年度実績に基づいて計上したものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時55分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年4月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 瀧 山 美智子

署名委員 市 川 進